## 岩手県広域サイクリングルート検討会議設置要綱

(目的)

第1 この要綱は、岩手県自転車活用推進計画に基づき、自転車を活用した観光振興等を 促進するため、本県の地域特性を生かした広域的なサイクリングルート(以下「広域 サイクリングルート」という。)を設定・整備するに当たり、関係機関から意見等を聴取 するため設置する、岩手県広域サイクリングルート検討会議(以下「検討会議」という。) に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌)

- 第2 検討会議の所掌は、次の各号に掲げる事項とする。
  - (1) 広域サイクリングルートの設定に関すること。
  - (2) 広域サイクリングルートの整備に関すること。
  - (3) その他、必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3 検討会議は、別表の構成員で構成するものとする。
- 2 構成員の任期は、令和6年3月31日までとする。 (座長及び副座長)
- 第4 検討会議に、座長及び副座長1人を置く。
- 2 座長は、構成員の互選によって定める。
- 3 副座長は、構成員のうちから座長が指名する。
- 4 座長は、会務を総理し、検討会議の議長となる。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務 を代理する。

(会議)

- 第5 検討会議は、知事が招集する。
- 2 座長は、必要があると認められるときは、構成員以外の者から意見を聴くことができる。 (事務局)
- 第6 検討会議の事務局は、岩手県県土整備部道路環境課に置く。

(雑則)

第7 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、検討会議に おいて定める。

## 附則

- この要綱は、令和5年1月5日から施行する。
- この要綱は、令和5年6月14日から施行する。
- この要綱は、令和5年9月4日から施行する。
- この要綱は、令和5年11月22日から施行する。
- この要綱は、令和6年 1月12日から施行する。

## 岩手県広域サイクリングルート検討会議 構成員名簿

番号	所属	役職	氏名	関係分野
1	岩手県立大学 総合政策学部	准教授	宇佐美 誠史	有識者
2	岩手医科大学 教養教育センター	教授	ジェイムズ ホッブス	自転車
3	岩手県サイクリング協会	事務局長	盛合 博美	自転車
4	岩手県自転車競技連盟	事務局長	藤根 弘枝	自転車
5	岩手県自転車二輪車商業 協同組合	理事長	安部 一夫	自転車
6	岩手県商工会連合会	内金崎自転車 商会代表	内金崎 大祐	自転車
7	自転車を活用したまちづくりを 推進する全国市区町村長の会	北上市 都市整備部長	阿部 英志	自転車
8	岩手県「道の駅」連絡会 協働会議	道の駅「たのはた」 駅長兼事務局長	清水川 知弘	観光
9	一般社団法人 岩手県旅行業協会	理事	相馬 高広	観光
10	公益財団法人 岩手県観光協会	専務理事兼 事務局長	田丸 裕佳子	観光
11	国土交通省東北運輸局 観光部	観光地域振興課長	木内 俊典	観光
12	IGRいわて銀河鉄道株式会社	運輸部長	千田 芳	交通
13	岩手県空港ターミナルビル 株式会社	総務部 参事兼業務課長	菊池 利光	交通
14	公益社団法人 岩手県バス協会	専務理事	菅原 克也	交通
15	三陸鉄道株式会社	旅客営業部長	橋上 和司	交通
16	東日本旅客鉄道株式会社 盛岡支社	企画総務部 経営戦略ユニット マネージャー	横山 美穂	交通
17	岩手県商工会議所連合会	事務局長	水野 匠	商工
18	岩手県商工会連合会	事務局長	宗形 金吉	商工
19	国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所	副所長	菊地 淳	道路
20	国土交通省東北地方整備局 三陸国道事務所	副所長	香木 和義	道路
21	国土交通省東北地方整備局 南三陸沿岸国道事務所	副所長	岩渕 賢一	道路

(関係分野ごと五十音順、敬称略)